

議案第7号

石川県教育委員会事務局等組織規則等の一部改正について

1 提案理由

教育委員会内の組織改正等に伴い、以下のとおり関係規程を整備する必要があるため

2 改正規則等

【規則】

- ・石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正

【訓令】

- ・石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正

【告示】

- ・駐在地の廃止

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条

4 改正の内容

(1) 組織改正に伴う改正

- ・金沢城調査研究所に「総括担当課長」の職を設置
- ・日本スポーツマスターズ2011石川大会の終了により、当該事務に係る駐在地指定を廃止

(2) 事務改善に伴う改正

- ・補助金交付規則第14条第1項の規定による額の確定について、庶務課長の個別的専決事項から、本庁の課長の共通の専決事項に改正

改正案

2 ～ 7頁のとおり

5 施行年月日

平成24年4月1日

○石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年三月三十一日 教育委員会規則第五号） 新旧対照表

改正案

第一条～第十三条 略

（内部組織の職）

第十四条第一項 略

2 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

略	総括担当課長	略	職
略	金沢城調査研究所	略	教育機関等
略	上司の命を受け、金沢城調査研究所の事務を掌理する。	略	職務
	室長	略	職
	図書館	略	教育機関等
	館長の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	略	職務

以下略

現行

第一条～第十三条 略

（内部組織の職）

第十四条第一項 略

2 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

略		略	職
略		略	教育機関等
略		略	職務
	室長	略	職
	図書館	略	教育機関等
	館長の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	略	職務

以下略

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則（案）

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表室長の項の次に次のように加える。

総括担当課長	金沢城調査研究所	上司の命を受け、金沢城調査研究所の事務を掌理する。
--------	----------	---------------------------

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

○石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和四十一年三月三十一日 教育委員会訓令第二号） 新旧対照表

改正案

別表第二（第十四条関係）
本庁の課長の共通の専決事項

- 1915 略
- 1918 日数が引き続き八日未満である場合における課員の職務専念義務の免除承認
- 20 石川県補助金交付規則（昭和三十四年石川県規則第二十九号）
- (1) 第十四条第一項の規定による額の確定

本庁の課長の個別的専決事項

156 庶務課長 略

71 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）

81 地方公務員法の派遣

(1) 第二十六条の五第一項の規定による職員（本庁の課長以上の職員を除く。）
(2) 第二十六条の五第五項の規定による職員の自己啓発等休業の承認
が あ つ た 場 合 の 復 職 の 発 令
以下略

現行

別表第二（第十四条関係）
本庁の課長の共通の専決事項

- 1915 略
- 1918 日数が引き続き八日未満である場合における課員の職務専念義務の免除承認

本庁の課長の個別的専決事項

156 庶務課長 略

71 石川県補助金交付規則（昭和三十四年石川県規則第二十九号）

81 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）

91 地方公務員法の派遣

(1) 第二十六条の五第一項の規定による職員（本庁の課長以上の職員を除く。）
(2) 第二十六条の五第五項の規定による職員の自己啓発等休業の承認
が あ つ た 場 合 の 復 職 の 発 令
以下略

石川県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等处務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

別表第2本庁の課長の共通的専決事項の表に次の1号を加える。

2 石川県舞芸会を所管する（昭和四十一年石川県教育委員会訓令第十一号）

(1) 第十回芸術一環の振興による郷土の振興

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表庶務課長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

石川県教育委員会告示第 号

スポーツ健康課に所属する職員を日本スポーツマスターズ開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定(平成22年石川県教育委員会告示第10号)は、平成24年3月31日限り廃止した。

平成 年 月 日

石川県教育委員会